

第1回

釧路湿原自然再生協議会

これまで実施してきた釧路湿原における自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、地域住民、NPO、NGO、地方公共団体、関係行政機関、専門家などで構成する釧路湿原自然再生協議会を設立します。



開催日時

平成15年11月15日(土)
13:30~15:30



場所

釧路市観光国際交流センター Aホール
釧路市幸町3丁目3番地 TEL(0154)31-1993

釧路湿原自然再生協議会 設立準備室 TEL(0154)23-1353

釧路自然保護協会・特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会・北海道釧路支庁・北海道釧路土木現業所・
林野庁北海道森林管理局帯広分局・国土交通省北海道開発局釧路開発建設部・環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所

議 事 次 第

- 開 会
- 挨 拶
- 議 題

【釧路湿原自然再生協議会の設立】

- ・協議会設立について(趣旨、設置要綱、運営細則、委員)
- ・会長及び会長代理選任
- ・会長挨拶

【釧路湿原自然再生の取り組み】

- そ の 他
- 閉 会

【設立趣旨】

釧路湿原はわが国最初のラムサール条約登録湿地であり、タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする多様な野生生物の貴重なすみかとなっています。しかし、近年、流域の経済活動の拡大に伴い湿原面積が著しく減少し、湿原植生もヨシ-スゲ群落からハンノキ林に急激に変化してきています。

このような変化は自然の推移をはるかに超える速さで進行していることから、関係省庁や自治体、地元NPOなどが、この貴重な湿原を次の世代へ継承するため、さまざまな取り組みを進めているところです。

平成15年1月に、自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されました。これにより釧路湿原における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとなりました。

「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を踏まえ、これまで実施してきた自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、地域住民、NPO、NGO、地方公共団体、関係行政機関、専門家などで構成する「釧路湿原自然再生協議会」を設立し、関係機関の連携を強めるとともに、地域の多様な主体の参加による合意形成と事業実施をこれまで以上に進めたいと考えています。

釧路市観光国際交流センター までのアクセス

- 釧路市観光国際交流センター
住所：釧路市幸町3丁目3番地
電話：0154-31-1993

- 釧路空港から車で約40分
- JR釧路駅から徒歩で約10分



※一般傍聴席には限りがありますので予めご了承ください。